

# 政務活動費の手引き

## 青森市議会

改訂履歴	
初 版	平成 2 5 年 8 月
一次改訂	平成 2 9 年 4 月
二次改訂	平成 2 9 年 6 月
三次改訂	平成 3 0 年 4 月
四次改訂	令和 2 年 7 月



## 目 次

1	政務活動費制度に対する基本的な考え方	p. 1
2	交付申請から収支報告・情報公開までの流れ	p. 2
3	運用指針	
(1)	政務活動費の該当となる活動	p. 3
(2)	政務活動費の支出対象外経費	p. 4
(3)	按分方針	p. 5
4	使途項目別の充当指針	
(1)	調査研究費	p. 6
(2)	研修費	p. 7
(3)	広報費	p. 8
(4)	広聴費	p. 9
(5)	要請・陳情活動費	p. 10
(6)	会議費	p. 11
(7)	資料作成費	p. 11
(8)	資料購入費	p. 12
(9)	人件費	p. 12
(10)	事務所費	p. 13
5	経費別の具体的取扱い	
(1)	印刷代	p. 14
(2)	ガソリン代	p. 14
(3)	出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃）	p. 15
(4)	タクシー料金	p. 15
(5)	バス・電車・モノレール料金	p. 16
(6)	宿泊費	p. 16
(7)	茶菓子代	p. 16
(8)	出席者負担金・会費	p. 17
(9)	電話料金（固定電話料金・携帯電話料金）、 インターネット使用料	p. 17
(10)	事務所の賃借料	p. 18
(11)	備品購入費・リース料	p. 18
(12)	事務用品費	p. 19
(13)	送料	p. 19
6	その他の留意事項	
(1)	レシートの取扱い	p. 20
(2)	各種カードの取扱い	p. 20
(3)	複数の項目にまたがる経費（例：ガソリン代、携帯電話料等）の取扱い	p. 20
(4)	駐車料金の取扱い	p. 20
(5)	領収書に関する取扱い	p. 20
(6)	支払証明書の取扱い	p. 20
(7)	金券類に関する取扱い	p. 20
(8)	会計年度（発生主義）の取扱い	p. 21

## 【資料編】

○ 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	
・ 地方自治法（第100条第14項から第16項）	p. 23
・ 青森市議会政務活動費の交付に関する条例	p. 24
・ 青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	p. 30
・ 青森市議会政務活動費に関する要綱	p. 42
○ 政務活動費に係る主な経緯	
・ 地方自治法における政務活動費（政務調査費）の創設経緯と改正点	p. 55
・ 本市議会での政務活動費（政務調査費）の変遷	p. 56
・ 「政務活動費の手引き」主な改訂の内容	p. 58
○ 様式記入例	
・ 領収書貼付用紙（様式第1号）	
[一般的な記入例]	p. 62
[一部充当の場合の記入例]	p. 63
[口座振替の場合の記入例]	p. 64
・ 会計帳簿（様式第2号）	p. 65
・ ガソリン代計算書（様式第3号）	p. 66
・ タクシーチケット別紙明細（様式第4号）	p. 67
・ 支払証明書（様式第5号）	p. 68
・ 雇用台帳（様式第6号）	p. 69
・ 事務所台帳（様式第7号）	
[会派控室を事務所とする場合の記入例]	p. 70
[事務所を借りている場合の記入例]	p. 71
[自宅の一部を事務所としている場合の記入例]	p. 72
・ 備品台帳（様式第8号）	p. 73
・ 政務活動報告書（様式第9号）	p. 74

## 1 政務活動費制度に対する基本的な考え方

議員の政務活動は、市政の政策課題に関する調査研究のほか、広報活動や民意の吸収として基本となる住民からの情報収集及び意見交換等に至るまで広範にわたるものである。

また、地方分権の進展に伴い地方公共団体の役割が増大してきている中であって、地方議会についても、その主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能の重要性が増してきており、その基礎となる議員の政務活動の領域についても拡大してきている。

一方で、議員の政務活動が広範であるために、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、市民の理解を得るためには、議員の日常的に行われるその他の様々な活動（例えば政党や後援会活動）と明確に区分していくことが要請されてきている。

したがって、議員の調査研究等に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や用途を明確にする必要があり、次の考え方を基本として適用していく。

1	政務活動の必要性及び妥当性があること	市政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすための政務活動であることが必要となる。
2	政務活動方法の合理性及び効率性があること	政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはないが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要がある。
3	原則として充当する額は実費弁償であること	政務活動が議員の自己管理のもとで行われることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要がある。 なお、実費によることが著しく困難な場合には、合理的な方法により按分することとする。
4	社会通念上許容されるものであること	政務活動全般について、市民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要がある。
5	証拠書類等が整備されていること	政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要となる。
6	透明性が確保されていること	政務活動が市民の理解を得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、市民への説明責任を果たすために、情報公開をする。 毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要がある。

## 2 交付申請から収支報告・情報公開までの流れ

### 【4月】政務活動費交付申請書の提出

(条例第6条第1項、規則第2条第1項：様式第1号)

毎年度、政務活動費交付申請書を市長に提出する。

政務活動費の交付対象は、①会派、②個人交付議員、③無所属議員となっている。

個人交付議員を選択する場合は、会派に属する議員の全てが希望する場合に限られるので、申請の際までに会派内で協議し、意思統一を図る。

### 【4月、7月、10月、1月】政務活動費交付請求書の提出

(条例第8条第1項、規則第4条：様式第7号)

年間の交付決定後、交付月の3日まで（3日が休日の場合はその翌日まで）に、政務活動費交付請求書を提出する。

### 【4月、7月、10月、1月】政務活動費の交付

(条例第3条、条例第8条第2項)

政務活動費は4半期ごとに、交付月の10日まで（10日が休日の場合はその翌日まで）に交付される。

### 【翌年度4月30日まで】収支報告書等の提出

(条例第11条第1項・第2項、条例第12条第1項・第2項、規則第5条：様式第8号)

収支報告書、領収書の写し、会計帳簿の写しその他支出を証する書類の写しを、翌年度の4月30日までに議長へ提出する。

### 【翌年度5月31日まで】政務活動費の返還

(条例第14条)

交付を受けた年度の政務活動費に残余额がある場合は、出納閉鎖（5月31日）までに市長へ返還する。

### 【翌年度7月1日から】政務活動費の情報公開

(条例第15条第2項、規則第7条)

議会事務局における閲覧では、次の書類の写しを公開する・・・収支報告書、会計帳簿、領収書、支払証明書、ガソリン代計算書、タクシーチケット別紙明細、作成した印刷物、雇用台帳、事務所台帳、備品台帳、政務活動報告書。

議会ホームページ上では、収支報告書及び会計帳簿の写しを公開する。

※改選がある年度の流れは異なる。

### 3 運用指針

#### (1) 政務活動費の該当となる活動

政務活動費の該当となる活動は次のとおり。

1	<p>議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動</p>	<p>①市長が提案する議案等のそれぞれの事件や事案に関する調査や研究          ②常任委員会や特別委員会の付託案件に関する調査や研究          ③常任委員会の所管事務の聴取や調査に関する調査や研究          ④市民等からの請願等に関する調査や研究          ⑤一般行政事務に関する調査や研究          ⑥上記①から⑤に伴う現地調査や実態調査          ⑦市政に関する資料の収集やその整理と分析          ⑧他市事例等の調査や本市における実態調査、市民の意向調査や（具体的なあるいは個別的な施策に関する）意見の聴取、意見交換、及びそれらを踏まえた内容の比較と検討          ⑨先進都市等の取り組みに関する行政視察とその研究検討          ⑩議案等団体意思の決定に関する施策を提案するための調査、その企画や立案          ⑪意見書等機関意思の決定に関する施策を提案するための調査、その企画や立案          ⑫研究会や研修会等各種会議の開催、あるいは他の団体等が開催する研究会や研修会、意見交換会等各種会議への参加等</p>
2	<p>市民、各種団体関係者等からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動</p>	<p>市民、各種団体関係者等の市政に関する相談や要望・陳情等への対応、あるいは（一般的な施策に関する）市民、各種団体関係者等の意見聴取や意見交換</p>
3	<p>議会活動等に関し市民に対して行う広報活動</p>	<p>議会活動報告を行う集会等の開催や広報紙の発行と配布</p>
4	<p>市政に関する要請・陳情活動</p>	<p>国や県などに対して行う市政の課題に関する要請・陳情活動</p>

(2) 政務活動費の支出対象外経費

次に掲げる経費には、政務活動費を充当しないこととする。

1	慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費	①香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費 ②病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、祝電・弔電、年賀状の購入又は印刷等の儀礼に要する経費
2	政党活動に要する経費	①党大会への出席に要する経費 ②政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費 ③政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費 ④党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費
3	選挙活動に要する経費	①選挙運動、政治活動に要する経費 ②衆・参議員選挙に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に要する経費
4	後援会活動に要する経費	①後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費 ②後援会事務所の設置及び維持に要する経費
5	私的活動に要する経費	①私的な旅行・観光に要する経費 ②私的立場で参加している団体の会費及び行事への出席に要する経費
6	その他政務活動の目的に合致しない経費	①あいさつ、会食やテープカットだけの出席に要する経費 ②事務所として使用する不動産の購入、建築工事に要する経費 ③政務活動に使用する自動車の購入、修理点検等の維持に要する経費 ④飲食・飲酒を主目的とする懇談会への出席経費、主に飲食・飲酒を主目的とする店舗における経費 ⑤議会内の親睦団体の会費

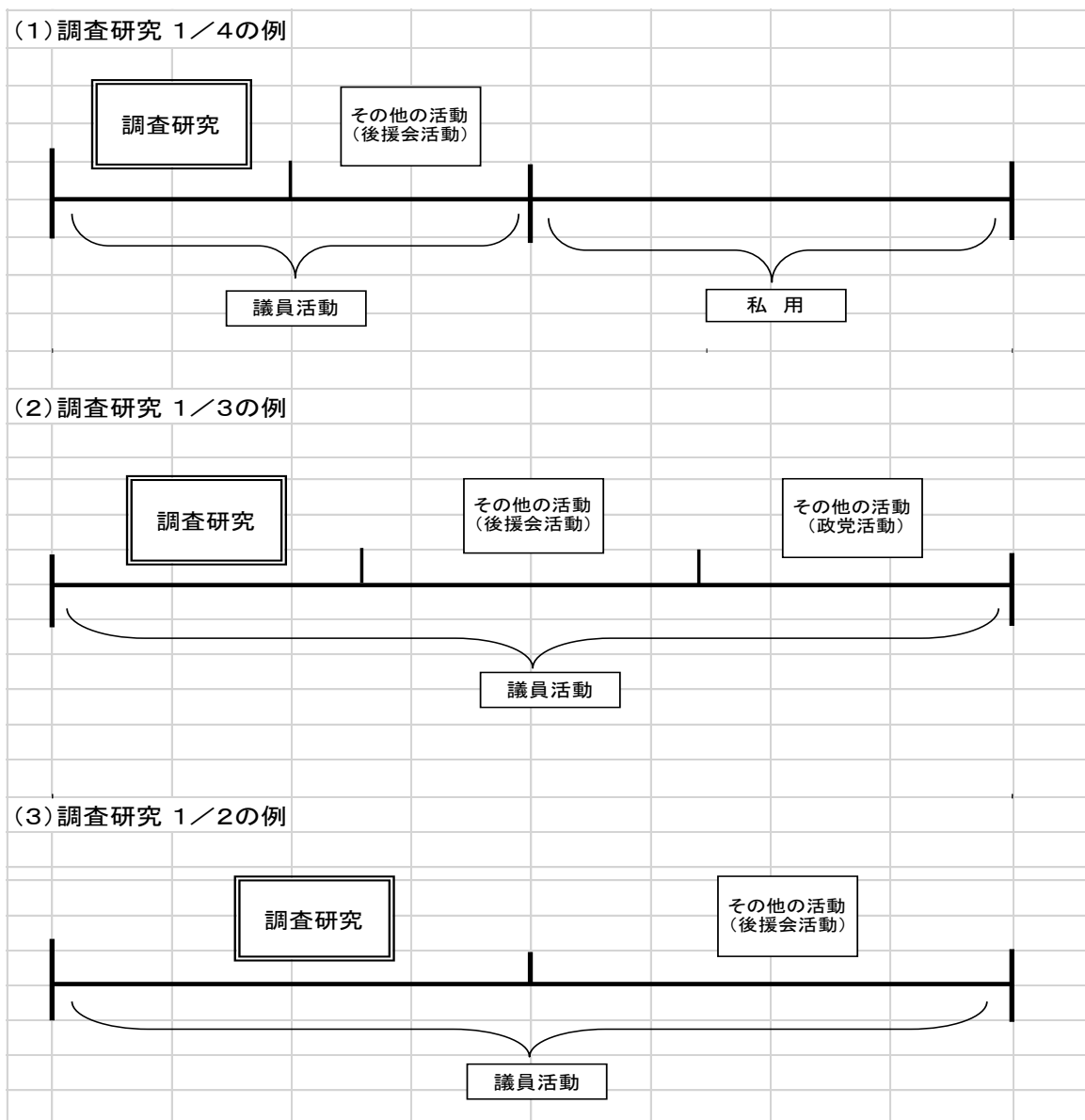


(3) 按分方針

議員の活動は、政務活動のほか、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動と多面的であり、しかも一つの活動が政務活動とその他の議員活動の両面を有し、又は一体となっている場合もある。

このことにより政務活動に要した部分のみの算定には困難を極めることから、活動実態に応じた按分率をもって政務活動費相当額を算定することとする。

按分の比率については、議員活動が各議員で異なるため、次の例を参考としながら、活動実態に応じて議員個々に設定するものとする。



#### 4 使途項目別の充当指針

使途項目別の充当指針を次のとおりとする。

##### (1) 調査研究費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・ 有料道路利用料</li><li>・ 出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃）※詳細 p. 15 参照</li><li>・ 宿泊費 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・ 現地交通費（バス・電車・モノレール・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・ 市内交通費（バス・電車・タクシー料金）※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・ 事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・ 送料 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・ 印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・ 翻訳料</li><li>・ 施設入場料</li><li>・ 携帯電話料金 ※詳細 p. 17 参照 等</li></ul>
留意事項	○活動の記録 政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、「政務活動報告書」（様式第9号）により記録を整備する。

(2) 研修費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・会場費</li><li>・講師謝金</li><li>・出席者負担金・会費、</li><li>・ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・有料道路利用料</li><li>・出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃） ※詳細 p. 15 参照</li><li>・宿泊費 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・現地交通費（バス・電車・モノレール・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・市内交通費（バス・電車・タクシー料金）※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・送料 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・茶菓子代 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・翻訳料 等</li></ul>
留意事項	○活動の記録 政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、「政務活動報告書」（様式第9号）により記録を整備する。

(3) 広報費

<p>内容</p>	<p>会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費</p>
<p>支出できる経費の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li> <li>・送料 ※詳細 p. 19 参照</li> <li>・会場費</li> <li>・茶菓子代 ※詳細 p. 16 参照</li> <li>・ホームページ運営費</li> <li>・看板制作費</li> <li>・ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li> <li>・市内交通費（バス・電車・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li> <li>・事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li> <li>・翻訳料</li> <li>・携帯電話料金 ※詳細 p. 17 参照</li> <li>等</li> </ul>
<p>留意事項</p>	<p>○活動の記録 政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、「政務活動報告書」（様式第9号）により記録を整備する。</p> <p>○ホームページ運営費 ホームページ運営費については、按分の必要性を検討する。</p> <p>○支出に適しない事例 年賀状等のあいさつ状、慶弔電報等の経費 など</p> <p>○広報において扱うことができない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政党活動とみなされる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 政党の支持または不支持に関する事項、 政党その他の政治団体またはその支部が主催する事業に関する事項</li> </ul> </li> <li>・選挙活動及び選挙の事前運動とみなされる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 選挙の候補者及び立候補予定者の支持または不支持に関する事項、 選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所等を殊更大きく扱うこと。また、この者の政治スローガン、公約等に関する事項、 選挙への出馬及び結果についてのあいさつ</li> </ul> </li> </ul>

(4) 広聴費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派並びに個人交付議員及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・送料 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・会場費</li><li>・茶菓子代 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・ホームページ運営費</li><li>・看板制作費</li><li>・ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・市内交通費 (バス・電車・タクシー料金) ※詳細 p. 15~16 参照</li><li>・事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・翻訳料</li><li>・携帯電話料金 ※詳細 p. 17 参照</li><li>等</li></ul>
留意事項	—

(5) 要請・陳情活動費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・有料道路利用料</li><li>・出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃） ※詳細 p. 15 参照</li><li>・宿泊費 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・現地交通費（バス・電車・モノレール・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・市内交通費（バス・電車・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・送料 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・施設入場料</li><li>・携帯電話料金 ※詳細 p. 17 参照</li><li>等</li></ul>
留意事項	○活動の記録 政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、「政務活動報告書」（様式第9号）により記録を整備する。

(6) 会議費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会場費</li><li>・ 講師謝金</li><li>・ 出席者負担金・会費</li><li>・ ガソリン代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・ 有料道路利用料</li><li>・ 出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃） ※詳細 p. 15 参照</li><li>・ 宿泊費 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・ 現地交通費（バス・電車・モノレール・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・ 市内交通費（バス・電車・タクシー料金） ※詳細 p. 15～16 参照</li><li>・ 送料 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・ 茶菓子代 ※詳細 p. 16 参照</li><li>・ 事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・ 印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・ 翻訳料 等</li></ul>
留意事項	○活動の記録 政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、「政務活動報告書」（様式第9号）により記録を整備する。

(7) 資料作成費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
支出できる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li><li>・ 印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li><li>・ 翻訳料 等</li></ul>
留意事項	—

(8) 資料購入費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
支出できる経費の例	・ 一般書籍代 ・ 追録代 ・ 新聞代 等
留意事項	○書籍購入は書籍名を記入するか、明細等を添付する。 ○所属する「政党機関紙」及び「スポーツ新聞」「週刊誌」の購入を政務活動費の支給対象としない。

(9) 人件費

内容	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
支出できる経費の例	・ 給料 ・ 手当 ・ 賃金 等
留意事項	○政務活動のため専門に雇用した職員 全額支出可能 ○政務活動以外の作業も行う職員 勤務実態に応じて按分を行う。 ○職員を雇用した場合は、「雇用台帳」(様式第6号)を整備する。 ○配偶者及び3親等以内の親族の雇用については、政務活動費の支給対象としない。



(10) 事務所費

<p>内容</p>	<p>会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費</p>
<p>支出できる経費の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所の賃借料 ※詳細 p. 18 参照</li> <li>・ 光熱水費</li> <li>・ 電話料金（固定電話料金・携帯電話料金）、インターネット使用料 ※詳細 p. 17 参照</li> <li>・ 事務用品費 ※詳細 p. 19 参照</li> <li>・ 印刷代 ※詳細 p. 14 参照</li> <li>・ 翻訳料</li> <li>・ 備品購入費・リース料 ※詳細 p. 18～19 参照等</li> </ul>
<p>留意事項</p>	<p>○事務所の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務所専用として、外形上の形態を有していること。</li> <li>② 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース等）を有していること。</li> <li>③ 自宅の一部を事務所としている場合、居住用スペースとの兼用は認めない。 (専用電話、専用パソコン、光熱水費メーターを別に設置することが必要)</li> </ol> <p>○事務所関連経費の支出 事務所使用の実態に応じ、1/2以内の按分率を用いる。</p> <p>○事務所を設置した場合は、「事務所台帳」（様式第7号）を整備する。</p> <p>○事務所の賃借料を支払っている場合は、事務所台帳の付属資料として、賃貸借契約の内容が分かる書類等（契約書等）の写しを添付することとする。</p> <p>○備品 p. 18～19「(11) 備品購入料・リース料」参照。【備品購入・リースを認めるもの】【備品購入・リースを認めないもの】に留意する。</p>

## 5 経費別の具体的取扱い

経費別の具体的取扱いを次のとおりとする。

### (1) 印刷代

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、事務所費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 印刷代を支出した場合は、その印刷物（コピーでも可）を領収書に添付し、会計帳簿とともに提出する。</p> <p>② 印刷内容に政務活動に係る以外の記事が含まれる場合にあつては、それぞれの記事の占める割合、紙面面積等により、各党派・議員が適切に按分する（按分方針 p.5）。</p> <p><b>【支出できない経費】</b>          名刺印刷代、名刺作成代 ※党派役職等の記入の有無を問わない。</p>	

### (2) ガソリン代

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費
具 体 的 取 扱 い	
<p>実走行距離での算出を原則とするが、これによりがたい場合は、1/4以内の按分率を用いる。</p> <p>① 実走行距離に対する政務活動に要した走行距離で金額を算出。  <math display="block">\frac{\text{調査研究に要した距離 (km)}}{\text{総走行距離 (km)}} \times \text{領収書の金額 (円)}</math>         ※困難な場合は、「旅費条例」の車賃（1 kmあたり37円）を使用して算出し、「ガソリン代計算書」（様式第3号）により記録を整備する（様式記入例 p.66）。ガソリン代計算書は会計帳簿の付属書類として提出する。</p> <p>② 活動実態に応じて按分率を定め、領収書の金額にその率を乗じて政務活動費相当額を算出する（按分方針 p.5）。</p> <p>③ 按分により政務活動費相当額を算定し、複数の支出項目にまたがって支出している場合は、領収書毎か若しくは当該月で最も多く支出した項目に計上する（6 その他の留意事項（3） p.20）。</p> <p>④ 月ごとの領収書の場合は、明細書を添付する。</p> <p><b>【留意事項】</b>          「油代」は不可。ガソリン等具体名を記入する。</p>	

(3) 出張に伴う交通費（鉄道賃・航空賃・船賃）

支出項目	調査研究費、研修費、要請・陳情活動費、会議費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 「青森市職員等の旅費に関する条例」に基づき、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額を上限とし、実際に支払った額とする。</p> <p>② 特別車両料金（グリーン車）は、真にやむを得ない場合を除き支出しない。</p> <p>③ JR、航空機等の交通費を含むパック旅行等を積極的に活用する。 パックを利用する場合であっても、「旅費条例」に基づき、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額を上限とし、実際に支払った額とする。</p> <p>④ 出張後は「政務活動報告書」（様式第9号）を整備する（記入例 p. 74）。</p> <p>⑤ 政務活動報告書の写しは、会計帳簿とともに提出する。</p>	

(4) タクシー料金

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 実際に支払った額とする。</p> <p>② 「領収書貼付用紙」（様式第1号）の支出目的・内容欄に支出目的を記入。 ※目的は具体的に記入する。</p> <p>③ 領収書貼付用紙の備考欄に乗車区間を記入（記入例 p. 62）。</p> <p>④ タクシーチケット利用の場合は、領収書のほか、「タクシーチケット別紙明細」（様式第4号）により記録を整備する（記入例 p. 67）。</p> <p>⑤ タクシーチケット別紙明細は、会計帳簿の付属書類として提出する。</p>	

(5) バス・電車・モノレール料金

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費
具体的取扱い	
① 実際に支払った額とする。	
② 領収書貼付用紙（様式第1号）の備考欄に乗車区間を記入（記入例 p. 62）。	
③ バス・電車・モノレール等の公共交通機関を利用し、領収書を徴することができなかった場合は、「支払証明書」（様式第5号）を整備する（記入例 p. 68）。	
④ 支払証明書は、会計帳簿の付属書類として提出する。	

(6) 宿泊費

支出項目	調査研究費、研修費、要請・陳情活動費、会議費
具体的取扱い	
① 「旅費条例」に定められた金額を上限とし、実際に支払った額とする。	
② 「旅費条例」に規定されている定額の日当、食卓料は政務活動費から支出しない。	
③ 出張後は「政務活動報告書」（様式第9号）を整備する（記入例 p. 74）。	
④ 政務活動報告書の写しは、会計帳簿とともに提出する。	
「旅費条例」第20条別表第1による宿泊料	
宿泊料（一夜につき）	
甲地方（市制施行地域）	乙地方（その他町村地域）
14,800円	13,300円

(7) 茶菓子代

支出項目	研修費、広報費、広聴費、会議費
具体的取扱い	
① 会議、研修会における、お茶とお茶受け程度の茶菓の提供。	
② 会議後は「政務活動報告書」（様式第9号）を整備する（記入例 p. 74）。	
③ 政務活動報告書の写しは、会計帳簿とともに提出する。	

(8) 出席者負担金・会費

支出項目	研修費、会議費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 出席者負担金は、参加登録料や資料代の真に研修会等の本旨に関わる部分への支出のみが認められ、飲食を伴う懇談会の会費等（食糧費）は支出できない。</p> <p>② 出席者負担金に懇談会分も含まれ、懇談会の参加の有無にかかわらず金額が同じ場合は政務活動費を支出できる。</p> <p>③ 会議出席後は「政務活動報告書」（様式第9号）を整備する（記入例 p.74）。</p> <p>④ 政務活動報告書の写しは、会計帳簿とともに提出する。</p> <p>【支出に適しない事例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支払先となる団体に対する運営費補助金、協賛金、寄附金となる会費</li><li>・個人の立場で加入している団体に対する会費 （例）町内会費、PTA 会費、同窓会費、交通安全協会会費、奉仕活動団体会費、趣味のサークルおよび団体の会費等</li><li>・政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する 政治資金パーティに要する経費</li><li>・個人の資質向上が主たる目的となる講座（パソコン教室、英会話教室等）の受講料、資料代</li></ul>	

(9) 電話料金（固定電話料金・携帯電話料金）、インターネット使用料

支出項目	調査研究費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、事務所費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 活動実態に応じて按分率を定め、領収書の金額にその率を乗じて政務活動費相当額を算出する（按分方針 p.5）。</p> <p>② 按分により政務活動費相当額を算定し、複数の支出項目にまたがって支出している場合は、その当該月で最も多く支出した項目に計上する（6 その他の留意事項（3） p.20）。</p> <p>③ 固定電話料金は政務活動を行う事務所の経費として支出できる。</p> <p>④ 携帯電話料金は自己名義に限るものとする。</p> <p>【事務所の形態別支出可能経費例】</p> <p>① 会派控室を事務所とする場合 電話料金、インターネット使用料、事務用品費、備品購入費・リース料等</p> <p>② 事務所を借りている場合 電話料金、インターネット使用料、事務用品費、備品購入費・リース料、事務所の賃借料、光熱水費等</p> <p>③ 自宅の一部を事務所としている場合 電話料金、インターネット使用料、事務用品費、備品購入費・リース料、光熱水費等</p>	

(10) 事務所の賃借料

支出項目	事務所費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 使用の実態に応じ、1/2以内の按分率を用い、政務活動費相当額を算定すること（按分方針 p.5）。</p> <p>② 事務所を設置した場合（会派控室を事務所とする場合も含む）には、「事務所台帳」（様式第7号）を整備する（記入例 p.70～72）。</p> <p>③ 事務所台帳の付属資料として、賃貸借契約の内容が分かる書類等の写しを添付する。</p> <p>④ 事務所台帳の写し及び添付書類は、会計帳簿とともに提出する。</p> <p>⑤ 政務活動を行う議員自身が、建物を所有する自分自身と賃貸借契約を締結し、その賃料を政務活動費から支出することはできない。</p>	

(11) 備品購入費・リース料

支出項目	事務所費
具 体 的 取 扱 い	
<p>① 備品は1年以上の耐久性があり、購入金額が1万円以上のものとする。</p> <p>② 備品は主に事務所内で使用するものであるため、事務所関連経費の取扱いに準じ、2分の1を上限とし按分する。</p> <p>③ 備品等をリースしたリース料についても、上記と同じ考え方により、2分の1を上限とし按分する。</p> <p>④ 備品を購入した場合は、「備品台帳」（様式8号）を整備して継続的に管理する。（記入例 p.73）</p> <p>⑤ 備品購入・リースの支出項目は事務所費のみとする。</p> <p>⑥ 備品の数量はその用途や運用から合理的に判断できる必要最小限度の数量とする。</p> <p>⑦ リースの場合、契約書の写しを添付する。</p> <p>⑧ 備品の更新期間は4年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 処分に当たっては、単に更新期間が経過したことを理由とするのではなく、使用に耐え得る間はできるだけ継続して使用したうえで処分する。</li><li>・ 更新期間に達していない備品の故障等については原則として修理で対応するが、やむを得ず買い替えするのは、修理ができない場合や修理費の見積額が故障した備品の購入価格を超える場合とする。</li></ul> <p>⑨ 備品のパソコンについて、更新期間（4年）を超えて使用するためのOSのバージョンアップ、メモリ及びHDD等の増設・換装等はできるものとする（パソコンに内蔵するものに限る）。なお、これに要する費用は、更新期間を超えて使用する期間に見合った額とする。</p> <p><b>【備品購入・リースを認めるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書、参考文献（ビデオ、CD、DVD これらに類するもの）</li><li>・ 録音再生機材（ICレコーダー等）                      ・ パソコン（タブレットを含む）</li><li>・ 次に挙げる用途のパソコンソフト</li><li style="padding-left: 2em;">文書作成、表計算、プレゼンテーション／ウイルス対策等セキュリティ関係／ホームページ作成関係／辞書及び辞典関係／写真及び画像編集関係</li><li>・ パソコンで作成したデータ類を外部に保存するための機器</li><li>・ プリンター、スキャナー                      ・ プロジェクター及びスクリーン                      ・ カメラ</li></ul>	

【備品購入・リースを認めないもの】

- ・活動に直接必要としないもの
- ・資産形成につながるもの
- ・環境整備を目的としたもの
  - 加湿器、除湿機、空気清浄機等／冷蔵庫、コンロ、電子レンジ、オーブントースター、
  - コーヒーメーカー、浄水器等／安楽椅子、食器棚、絵画、額縁、花瓶等
- ・継続的な自動車リース

(12) 事務用品費

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費
具 体 的 取 扱 い	
① 1万円以上の金額で、領収書等に購入品目が記載されていない場合は、備品と区別するために明細書等を添付する。	
② 基本的には領収書の日付を納品日とみなすが、3月中の納品で4月に支払う場合は、納品書等を添付する。	

(13) 送料

支出項目	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費
具 体 的 取 扱 い	
① 送料は、原則として料金別納郵便等による窓口払いとする。	
② 領収書貼付用紙の支出目的・内容欄に使用目的を記入する。	

## 6 その他の留意事項

### (1) レシートの取扱い

- ・使用者を明らかにするため、レシートの余白に宛名（フルネーム）を記入する。
- ・レシートに「品代」等と記載され、購入品目が不明なものについては、領収書貼付用紙（様式第1号）の「支出目的・内容」欄に具体的な購入品目を記入する。

### (2) 各種カードの取扱い

カード等を使用した際に発生するポイントについては、特に航空会社のマイレージなど、経済的付加価値が高いものは、取得しない等、市民の誤解を招くことのないように留意する。

クレジットカードで支払いをした場合、領収書に代わるものとして、売上票若しくはカード会社から送付される利用明細書の写し等を添付し、支払日は口座引き落としされた日とする。

### (3) 複数の項目にまたがる経費（例：ガソリン代、携帯電話料等）の取扱い

按分により政務活動費相当額を算出した場合のガソリン代等は、複数の項目にまたがり、それぞれの項目に分けることが事務的にも煩雑になるので、領収書毎か若しくは当該月で最も多くガソリン代等を支出した項目に計上する。

### (4) 駐車料金の取扱い

駐車料金については、領収書貼付用紙の支出目的・内容欄に使用目的を記入する。

### (5) 領収書に関する取扱い

- ・領収書の宛名はフルネームとする。
- ・品代は不可。具体的な品名を記入する。
- ・金額や日付の訂正は、訂正印が必要。
- ・按分方針に記載のない按分（1/2、1/3、1/4 以外）を行う場合は、領収書貼付用紙の備考欄に按分の考え方を記入。
- ・経費の一部を充当する場合、領収書等だけでは一部充当の考え方が分からない場合は、その考え方を領収書貼付用紙の備考欄に記入。

### (6) 支払証明書の取扱い

支払証明書は、バス・電車料金などで領収書を徴することができない経費のみに活用を限定する。

### (7) 金券類に関する取扱い

原則として、前払式金券の購入は政務活動費の支給対象としない。



(8) 会計年度（発生主義）の取扱い

発生主義とは・・・収益・費用をもたらす経済的事実が発生した段階で計上する方式

↓

当該年度の4月1日から翌年3月31日までに発生した経費について計上

※支払月が発生月と前後しても原則として計上できる

**具体例**

○経費が発生した月と支払った月が異なる場合

（例：研修会等に参加するための旅費を前払いした）

→研修会等に参加した月の会計帳簿に記載

※会計帳簿の月日は領収書等の日付

○経費が年度をまたがる場合

（例：書籍等の年間購読料1月～12月分の支払をした）

→支払った金額を下記のとおり振り分けて計上する

①1～3月分・・・当該年度（会計帳簿1月分）にまとめて計上

②4～12月分・・・翌年度（会計帳簿4月分）にまとめて計上

※会計帳簿の月日は領収書等の日付

○当該年度3月分の経費の支払が収支報告書の提出期限（翌年4月30日）以降の場合

→公共料金等（光熱水費、電話代等）のクレジットカード払いで、引き落とし日が収支報告書の提出期限（翌年4月30日）以降の場合は下記のとおり取扱をする

①収支報告書の提出期限までに支払額のわかる書類を提出する

②原則として、実際に支払った額がわかる書類を5月末日までに提出する

→物品等の購入や支払遅延などの自己都合によるものは計上を認めない

# 資料編

政務活動費交付の根拠となる法律、  
条例等

地方自治法（第100条第14項から第16項）

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 青森市議会政務活動費の交付に関する条例

平成十七年四月一日条例第九号

平成二十一年四月一日 一部改正

平成二十四年十一月二十八日 一部改正

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、青森市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第二条 政務活動費の交付対象は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- 一 青森市議会における会派（以下「会派」という。）
- 二 会派に属する議員の全てが議員個人に対する政務活動費の交付を希望する場合における当該議員（以下「個人交付議員」という。）
- 三 会派に属さない議員（以下「無所属議員」という。）

2 前項第二号の会派は、会派に対する政務活動費の交付を受けることができない。

(交付の方法)

第三条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

(会派に対する政務活動費)

第四条 会派に対する政務活動費は、毎月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額九万円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。

- 2 一四半期の中途において新たに結成された会派又は会派に対する政務活動費の交付を受けることとなった会派に対しては、結成された日又は交付を受けることとなった日の属する月の翌月分（結成された日又は交付を受けることとなった日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第一項の所属議員には含まないものとし、同日において議会の解散若しくは会派の解散があった場合又は当該会派が第二条第二項に該当することとなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の中途において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期中途において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（個人交付議員又は無所属議員に対する政務活動費）

第五条 個人交付議員又は無所属議員に対する政務活動費は、基準日に在職する個人交付議員又は無所属議員一人について、月額九万円を四半期ごとに交付する。

2 一四半期中途において新たに個人交付議員又は無所属議員となった者に対しては、個人交付議員又は無所属議員となった日の属する月の翌月分（個人交付議員又は無所属議員となった日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散により個人交付議員若しくは無所属議員でなくなった場合又は会派に所属することにより無所属議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた個人交付議員又は無所属議員が、一四半期中途において議員でなくなった場合又は会派に所属することにより個人交付議員又は無所属議員でなくなった場合は、その日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（交付申請等）

第六条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者並びに個人交付議員及び無所属議員は、毎年度、市長に対し、政務活動費の交付を申請しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、変更の申請をしなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、会派の解散の届出をしなければならない。

4 会派の代表者は、政務活動費の交付対象を変更するときは、市長に対し、変更の届出をしなければならない。

5 無所属議員が会派に所属することとなったときは、当該無所属議員は、市長に対し、会派入会の届出をしなければならない。

6 前五項の規定による市長に対する申請又は届出は、議長を経由して行うものとする。

（交付決定）

第七条 市長は、前条第一項又は第二項の規定による申請があったときは、毎年度、交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、会派の代表者、個人交付議員及び無所属議員に通知しなければならない。

（請求及び交付）

第八条 会派の代表者、個人交付議員及び無所属議員は、前条の規定による通知を受けたときは、交付月の三日（その日が青森市の休日に関する条例（平成十七年青森市条例第二号）第一条第一項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日）までに、市長に対し、当該四半期分の政務活動費を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、毎月十日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに政務活動費を交付するものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第九条 政務活動費は、会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第十条 会派（当該会派が政務活動費の交付対象となるものに限る。）は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第十一条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者、個人交付議員及び無所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度において交付を受けた政務活動費について、毎年四月三十日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該会派の代表者であった者、当該個人交付議員又は当該無所属議員は、当該各号に定める日までに収支報告書を提出しなければならない。

一 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付対象を変更した場合  
会派の解散又は交付対象の変更の日の属する月の翌月の末日

二 政務活動費の交付を受けた個人交付議員又は無所属議員が他の政務活動費の交付を受ける会派に異動した場合  
他の会派に異動した日の属する月の翌月の末日

（領収書の写し等の提出）

第十二条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者、個人交付議員及び無所属議員は、収支報告書のほか、政務活動費の支出に係る領収書の写し、会計帳簿の写しその他支出を証する書類の写し（以下「領収書の写し等」という。）を議長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、前条第二項及び第三項の規定による収支報告書の提出と同時に  
行うものとする。

（透明性の確保）

第十三条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前二条の規定により収支報告書及び領収書の写し等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第十四条 市長は、会派又は個人交付議員若しくは無所属議員の政務活動費に残余（当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は個人交付議員若しくは無所属議員

が当該年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して得た額をいう。以下同じ。)が生じた場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第十五条 議長は、第十一条第一項の規定により提出された収支報告書及び第十二条第一項の規定により提出された領収書の写し等を、提出期限の日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

一 市内に住所を有する者

二 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の青森市議会政務調査費の交付に関する条例(平成十三年青森市条例第二十四号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第六条第五項の規定は、平成十七年度分の政務調査費の交付に係る申請については、適用しない。

附 則(平成二十年八月条例第四十号)

(施行期日)

この条例は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則(平成二十一年三月条例第二十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市政務調査費の交付に関する条例第十一条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務調査費に係る収入及び支出の報告書並びに当該支出を証する書類の提出について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成二十四年十二月条例第七十一号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一

条ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の青森市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月の前月分までの政務調査費については、なお従前の例による。



別表（第九条関係）

項目	内容
調査研究費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派並びに個人交付議員及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派並びに個人交付議員及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

## 青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成十七年四月一日規則第六号

平成二十一年四月一日 一部改正

平成二十五年二月十五日 一部改正

平成二十九年四月一日 一部改正

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市議会政務活動費の交付に関する条例（平成十七年青森市条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第二条 条例第六条第一項の規定による政務活動費の交付の申請は、政務活動費交付申請書（様式第一号）により行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による変更の申請は、政務活動費申請事項変更申請書（様式第二号）により行うものとする

3 条例第六条第三項の規定による会派の解散の届出は、会派解散届（様式第三号）により行うものとする。

4 条例第六条第四項の規定による政務活動費の交付対象の変更の届出は、政務活動費交付対象変更届（様式第四号）により行うものとする。

5 条例第六条第五項の規定による会派入会の届出は、会派入会届（様式第五号）により行うものとする。

(交付決定)

第三条 条例第七条の規定による政務活動費の交付の決定の通知は、政務活動費交付決定通知書（様式第六号）により行うものとする。

(請求)

第四条 条例第八条第一項の規定による政務活動費の請求は、政務活動費交付請求書（様式第七号）の提出により行うものとする。

(収支報告書)

第五条 議長は、条例第十一条の規定により政務活動費の収支報告書（様式第八号）の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製等)

第六条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者、個人交付議員及び無所属議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、領収書等の証拠書類を整理するとともに、これら

の書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して五年を経過する日まで保管するものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第七条 条例第十五条第二項の規定による収支報告書等の閲覧の請求は、収支報告書等閲覧請求書(様式第九号)の提出により行うものとする。

- 2 前項の収支報告書等の閲覧の請求は、当該収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。
- 3 収支報告書等の設置場所は議会事務局総務課とし、閲覧はその窓口において行うものとする。
- 4 収支報告書等の閲覧日は、青森市の休日に関する条例(平成十七年青森市条例第二号)第一条第一項に規定する市の休日以外の日とする。
- 5 収支報告書等の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 6 収支報告書等の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)は、当該収支報告書等を第三項に規定する閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 7 閲覧者は、収支報告書等を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 8 市長は、第一項又は前五項の規定に違反する閲覧者に対しては、その閲覧を中止し、又は禁止することがある。
- 9 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の青森市議会政務調査費の交付に関する規程(平成十三年議会規程第一号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の青森市議会政務調査費の交付に関する規則第五条及び第六条の規定については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付された政務調査費に係る収支報告書及び会計帳簿等について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収支報告書及び会計帳簿等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の青森市議会政務調査費の交付に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 改正後の規則第五条及び第六条の規定については、施行日以後に交付された政務活動費に係る収支報告書及び会計帳簿等について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収支報告書及び会計帳簿等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則様式第八号は、この規則の施行の日以後に提出する政務活動費収支報告書について適用し、同日前に提出した政務活動費収支報告書については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

青森市長 様

（青森市議会議長経由）

会派名及び代表者名

会派名及び個人交付議員名

無所属議員名



政務活動費交付申請書

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

※個人交付議員及び無所属議員の場合、以下余白

会派の名称	
代表者名	役職名 氏名
経理責任者名	
所属議員数	人
議員名簿	

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

青森市長 様  
（青森市議会議長経由）

会派名  
代表者名 印

政務活動費申請事項変更申請書

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額（年度分）			
議員名簿			

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

青森市長 様  
（青森市議会議長経由）

会派名  
代表者名 印

### 会 派 解 散 届

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

#### 記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

青森市長 様  
（青森市議会議長経由）

会派名  
代表者名 印

政務活動費交付対象変更届

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第4項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更年月日



様式第5号（第2条関係）

年 月 日

青森市長 様  
（青森市議会議長経由）

議員名 印

### 会 派 入 会 届

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第5項の規定により、下記のとおり届けます。

#### 記

- 1 入会した会派の名称
- 2 会派への入会年月日

様式第6号（第3条関係）

青市指令議総第 号  
年 月 日

会派名及び代表者名  
個人交付議員名又は無所属議員名 様

青森市長 印

### 政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費について、下記のとおり交付することに決定したので、青森市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により通知いたします。

### 記

1 政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

青森市長 様

会派名及び代表者名  
個人交付議員名又は無所属議員名

印

### 政務活動費交付請求書

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

#### 記

1 請求金額 円（ただし、年 月分～ 年 月分として）

※個人交付議員及び無所属議員においては以下余白

2 交付月の基準日における所属議員数 人

青森市議会議長

様

会派名及び代表者名  
又は個人交付議員名  
無所属議員名

印

## 年度 政務活動費収支報告書

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第11条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

区分	項目	金額	備考
収入	政務活動費	円	
支出	調査研究費	円	
	研修費	円	
	広報費	円	
	広聴費	円	
	要請・陳情活動費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	円	
	計	円	
差し引き（収入－支出）		円	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

青森市議会議長

様

住所  
氏名

収支報告書等閲覧請求書

青森市議会政務活動費の交付に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1 閲覧年月日

年 月 日

2 閲覧を請求する収支報告書等の年度

年度

3 収支報告書等の種類

## 青森市議会政務活動費に関する要綱

平成二十一年四月一日実施  
平成二十四年一月二十七日一部改正  
平成二十五年二月二十日一部改正  
平成二十五年七月二十九日一部改正  
平成二十九年四月一日一部改正  
令和二年七月一日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、政務活動費の適正な執行を図るため、青森市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年青森市条例第9号。以下「条例」という。）及び青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年青森市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例に基づく政務活動費の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

### (出納手続等)

- 第3条 会派及び個人交付議員並びに無所属議員（以下「会派等」という。）は、この要綱に基づき、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。
- 2 政務活動費の支出の決定は、会派にあっては会派の代表者が行い、個人交付議員及び無所属議員にあっては本人が行うものとする。
  - 3 会派等は、政務活動費の受取りを行う預金口座を市長に届け出なければならない。

### (支出対象外の経費)

第4条 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することはできない。

- (1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- (2) 政党活動に要する経費
- (3) 選挙活動に要する経費
- (4) 後援会活動に要する経費
- (5) 私的活動に要する経費
- (6) その他政務活動の目的に合致しない経費

### (政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する運用指針)

第5条 条例第9条の規定による政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する運用指針は、議長が別に定める。

### (領収書の写し及び会計帳簿の作成)

第6条 条例第12条第1項の領収書の写しは、様式第1号によるものとする。

- 2 条例第12条第1項の会計帳簿は、様式第2号により、原則として収益・費用をもたらず経済的事実が発生した段階で記帳するものとする。
- 3 会派等は、次の各号に掲げる経費の支出がある場合は、会計帳簿の付属書類として当該各号に定める書類を作成しなければならない。

- (1) ガソリン代（青森市職員等の旅費に関する条例（平成17年青森市条例第60号）第18条の規定を準用し、実走行距離によりガソリン代を積算する場合）ガソリン代計算書（様式第3号）
- (2) タクシー代（タクシーチケットを利用する場合） タクシーチケット別紙明細（様式第4号）
- (3) 領収書を徴することができない経費 支払証明書（様式第5号）
- (4) 印刷代 作成した印刷物（写しでも可）

（台帳等の整備）

第7条 会派等は、次の各号に掲げる経費の支出がある場合には、必要に応じ、当該各号に定める書類を作成し、その写しを議長に提出するものとする。

- (1) 人件費 雇用台帳（様式第6号）
- (2) 事務所費 事務所台帳（様式第7号）
- (3) 備品購入費 備品台帳（様式第8号）

（政務活動報告書）

第8条 会派等は、政務活動のために旅行をした場合及び研修会・会議等を開催又は参加した場合には、政務活動報告書（様式第9号）を作成し、その写しを議長に提出するものとする。

（閲覧の方法等）

第9条 条例第15条第2項の規定に基づき閲覧に供する書類は、収支報告書の写し及び前3条に定める書類の写しとする。

- 2 議長は、閲覧に供する書類に記録されている情報のうち青森市情報公開条例（平成17年4月青森市条例第26号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。
- 3 閲覧に供したものの写しの作成等の費用の徴収は、青森市情報公開条例に基づく行政文書の開示等に関する事務の取扱いを準用するものとする。

（ホームページによる公開）

第10条 条例第15条第2項の規定に基づき閲覧に供したもののうち、前条第1項の収支報告書の写し及び第6条第2項の会計帳簿の写しを規則第7条第2項に定めた閲覧の初日からホームページで公開する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。  
（青森市議会政務調査費運営細目の廃止）
- 2 青森市議会政務調査費運営細目（平成17年4月12日制定）は、廃止する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年1月27日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年3月1日から実施する。

附 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、平成25年7月29日から実施する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要綱（第6条第2項の改正規定を除く。）による改正後の青森市議会政務活動費に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。



領 収 書 貼 付 用 紙

領収書番号

支出目的・内容

備 考

年 月 会 計 帳 簿

NO	月 日	内 容		収入額	支 出 額		差引額	証 明 書 類	
		支出項目	品 目		支出先	支出総額 (按分庫)		政務活動費 相当額	領収書 番号
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
		月 小 計							

年 月分 ガソリン代計算書

NO	月 日	目的	区 間	走行距離(A)	ガソリン代 (A)×37円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計					

年 月分 タクシーチケット 別紙明細

領収書番号	
-------	--

NO	必要事項記入欄		使用済チケット貼付欄 (又は使用の実態がわかるもの)
1	使用月日		
	調査目的		
	乗車区間	~	
	料金	円	
2	使用月日	月 日	
	調査目的		
	乗車区間	~	
	料金	円	
3	使用月日	月 日	
	調査目的		
	乗車区間	~	
	料金	円	
4	使用月日	月 日	
	調査目的		
	乗車区間	~	
	料金	円	

年 月 支 払 証 明 書

NO	支払月日	支払金額	按分率	政務活動費 相当額	支払先	支出項目	支出目的・内容	領収書を添付できない理由	備考	支払者	確認印
1			/								
2			/								
3			/								
4			/								
5			/								
6			/								
7			/								
8			/								
9			/								
10			/								
合 計											

上記の金額を支払ったことを証明します。

年 月 日

会派代表者(議員)名

様式第6号 (第7条関係)

# 雇 用 台 帳

会派(議員)名

	雇 用 者 氏 名	住 所	電 話 番 号	勤 務 地	雇 用 期 間	賃 金			主 な 業 務 内 容
						時給	日額	月額	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

## 事 務 所 台 帳

会派(議員)名

事務所の名称			
所在地			
電話番号			
事務所における 業務内容	※具体的に記入してください。		
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸		
	所有者氏名		
	延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
	事務所面積(m <sup>2</sup> )		
	貸主		
	借主		
	契約期間		
	賃借料	月 額	
		共 益 費	
		駐車場代	
		会派(議員)用	
		来客用	
	※ <span style="background-color: #00FF00; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 部分のみ、政務活動費での支払可。		

※事務所の賃借料を支払っている場合は、賃貸借契約の内容が分かる書類等の写しを添付すること。

様式第8号 (第7条関係)

備 品 台 帳

会派(議員)名

備品NO	取得年月日	品 名	型 番	購入金額	按分率	購入先	領收書番号	配置場所	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									



## 政務活動報告書

会派(議員)名

年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日																												
場 所 (市外の場合は 行程を記入)																													
相手方 (会議名等)																													
参加議員名																													
活動の概要	<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div> <p>※会議・研修資料等があれば、添付してください。</p>																												
活動に要した経費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な品目</th> <th style="width: 30%;">政務活動費相当額</th> <th style="width: 20%;">領収書番号</th> <th style="width: 20%;">支払証明書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な品目	政務活動費相当額	領収書番号	支払証明書番号		円				円				円				円				円			合計額	円		
主な品目	政務活動費相当額	領収書番号	支払証明書番号																										
	円																												
	円																												
	円																												
	円																												
	円																												
合計額	円																												
備 考	<p>(写真貼付等)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>																												

# 資 料 編

## 「政務活動費」に係る主な経緯

地方自治法における政務活動費（政務調査費）の創設経緯と改正点

<p>平成12年 地方自治法 改正</p>	<p>これまで、地方自治法第232条の2（寄付又は補助）に基づき、調査活動費用の一部を補助する目的で調査研究費を支出するなど、地方公共団体によってまちまちであったものを、「政務調査費」として制度化した。</p>
<p>平成20年 地方自治法 改正</p>	<p>議会の権限を規定した第100条が改正され、これまで本会議のほか、条例により置くことができる常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のほか、会議規則により各派代表者会議や議会広報委員会等についても地方自治法に基づくものと位置づけることができるようになり、議員活動とされていた活動の多くが議会活動となった。</p>
<p>平成24年 地方自治法 改正</p>	<p>政務調査費を規定した第100条第14項及び第15項が改正され、名称が「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</p> <p>また、第100条第16項が追加され、議長が政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。</p>

本市議会での政務活動費（政務調査費）の変遷

平成 13 年	<p>「青森市議会政務調査費の交付に関する条例」 （平成 13 年 3 月 27 日制定、平成 13 年 4 月 1 日施行）</p> <p>「青森市議会政務調査費の交付に関する規定」 （平成 13 年 3 月 29 日制定、平成 13 年 4 月 1 日施行）</p> <p>「青森市議会政務調査費運営細目」（平成 13 年 3 月 29 日制定）</p> <p>※ 会計帳簿、領収書は会派保管とした。</p>
平成 17 年	<p>平成 17 年第 3 回定例会 「政務調査費の透明度をたかめる請願」 の受理（継続審査後、平成 18 年第 1 回定例会において不採択）</p> <p>※ 会計帳簿、領収書等の証拠書類の公開を求める請願</p>
平成 19 年	<p>包括外部監査の意見『会計帳簿の閲覧及び領収書等の提出は、組織の統制及び監視活動を実効あるものにするためには不可欠の要素である。また、使途細目基準で公私の区別がつきにくいものについては、明確なルールを定め、混同のないように取り計るべきである。』</p>
平成 19 年 9 月	<p>第 1 回政務調査費勉強会開催（平成 21 年 2 月まで計 11 回開催）</p> <p>※ 各派の代表者・経理責任者が集まり、開催。</p>
平成 20 年 3 月	<p>住民監査請求 総額 2,235,753 円の返還請求</p> <p>監査委員の意見『（政務調査費の）活用に当たっては、市民との信頼関係の下、各会派等の判断と責任において執行されるべきものであり、同時に情報公開を促進し使途の透明性を高める必要があると考える。』</p>
平成 21 年 3 月	<p>政務調査費勉強会の議論を基に、「政務調査費の手引き」を作成</p>
平成 21 年 4 月	<p>「青森市議会政務調査費の交付に関する条例」 （平成 21 年 4 月 1 日一部改正）</p> <p>「青森市議会政務調査費の交付に関する規則」 （平成 21 年 4 月 1 日一部改正）</p> <p>「青森市議会政務調査費の使途基準に関する要綱」 （平成 21 年 4 月 1 日実施）</p> <p>※ 領収書等証拠書類の写しを、収支報告書とともに議長へ提出することとし、情報公開制度の開示対象とすることで透明性の向上を図った。</p>
平成 23 年 12 月	<p>政務調査費制度検討委員会開催（平成 25 年 1 月まで計 13 回開催）</p> <p>※各派の経理責任者が集まり、開催。</p>
平成 24 年度	<p>「青森市議会政務活動費の交付に関する条例」 （平成 25 年 3 月 1 日一部改正）</p> <p>「青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」 （平成 25 年 3 月 1 日一部改正）</p>

	<p>「青森市議会政務活動費の交付に関する要綱」  (平成 25 年 3 月 1 日一部改正)</p> <p>※ 閲覧制度を導入し、収支報告書・会計帳簿・領収書・支払証明書  の写しを公開し、収支報告書についてはホームページ上でも公開することとした。</p> <p>※ 作成した「政務活動費の手引き」を対象に平成 25 年 3 月 1 日から 31 日まで意見募集を行った。</p>
平成 25 年度	<p>政務活動費制度検討委員会開催（平成 25 年 6 月まで計 4 回開催）  「青森市議会政務活動費の交付に関する要綱」  (平成 25 年 7 月 29 日一部改正)</p> <p>※ ガソリン代計算書・タクシーチケット別紙明細・作成した印刷物・雇用台帳・事務所台帳・備品台帳・政務活動報告書の写しを閲覧対象に追加することとした。</p>
平成 28 年度	<p>議会改革検討委員会</p> <p>※ ホームページで公開する政務活動費の支出に係る資料の範囲及び手引きの見直しについて検討が行われた。</p> <p>「青森市議会政務活動費の交付に関する要綱」  (平成 29 年 4 月 1 日一部改正)</p> <p>※ 手引きの見直し（詳細は p. 59 参照）を行った。</p> <p>「青森市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」  (平成 29 年 4 月 1 日一部改正)</p> <p>※ 収支報告書の様式に、予算科目などの支出内訳を追加した。  平成 29 年 4 月「政務活動費の手引き」一次改訂。</p>
平成 29 年度	<p>議会改革検討委員会</p> <p>※ ガソリン代の按分率の見直しについて検討が行われた。  按分率について、「2 分の 1 以内」から「4 分の 1 以内」に変更した。  平成 29 年 6 月「政務活動費の手引き」二次改訂。</p> <p>※ 備品購入費・リース料の取扱いについて検討が行われた。  平成 30 年 4 月「政務活動費の手引き」三次改訂。</p>
令和 2 年度	<p>議会改革推進協議会</p> <p>※ 政務活動費の公表内容の拡大に向けた検討が行われた。  収支報告書の写しに加え、会計帳簿の写しをホームページで公開することとした。</p> <p>「青森市議会政務活動費の交付に関する要綱」  (令和 2 年 7 月 1 日一部改正)</p> <p>令和 2 年 7 月「政務活動費の手引き」四次改訂。</p>

「政務活動費の手引き」主な改訂の内容

1 平成25年8月初版

※ 政務調査費が政務活動費となり、「政務活動費の手引き」策定した際に取扱いを変更した内容

	項目	変更前	変更内容
1 証拠書類の整備	(1) 領収書貼付用紙	議長に提出(写し)	様式の一部改正
	(2) 会計帳簿	議長に提出(写し)	様式の一部改正
	(3) 支払証明書	必要に応じて作成し、議長に提出	
	(4) ガソリン代計算書		
	(5) タクシーチケット別紙明細		
	(6) 作成した印刷物	印刷代を支出した場合、議長に提出	
	(7) 雇用台帳	会派等が作成し、保管	会派等が作成し、議長に提出(写し) ※事務所台帳については、必要に応じて契約書等の写しを添付
	(8) 事務所台帳		
	(9) 備品台帳		
	(10) 政務活動報告書		
2 閲覧に供する書類	(1) 収支報告書の写し	閲覧対象	
	(2) 領収書の写し	閲覧対象	
	(3) 会計帳簿の写し	閲覧対象	
	(4) 支払証明書の写し	閲覧対象	
	(5) ガソリン代計算書の写し		閲覧対象に追加
	(6) タクシーチケット別紙明細の写し		閲覧対象に追加
	(7) 作成した印刷物の写し		閲覧対象に追加
	(8) 雇用台帳の写し		閲覧対象に追加
	(9) 事務所台帳の写し		閲覧対象に追加
	(10) 備品台帳の写し		閲覧対象に追加
	(11) 政務活動報告書の写し		閲覧対象に追加
3 その他の見直し	(1) 携帯電話料金		自己名義に限定
	(2) 会計年度の取扱い		発生主義に統一 (H26.4から適用)

## 2 平成29年4月 一次改訂

NO	区分		改訂の内容
1	広報費	広報紙等の掲載内容	<p>○支出に適しない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年賀状等のあいさつ状、慶弔電報等の経費 など</li> </ul> <p>○広報において扱うことができない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政党活動とみなされる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>政党の支持または不支持に関する事項／政党その他の政治団体またはその支部が主催する事業に関する事項</li> </ul> </li> <li>・選挙活動及び選挙の事前運動とみなされる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙の候補者及び立候補予定者の支持または不支持に関する事項／選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所等を殊更大きく扱うこと。また、この者の政治スローガン、公約等に関する事項／選挙への出馬及び結果についてのあいさつ</li> </ul> </li> </ul>
2	人件費	配偶者・親族の雇用	配偶者及び3親等以内の親族の雇用を政務活動費の支給対象としない。
3	資料購入費	書籍等と政務活動との関連性	所属する「政党機関紙」及び「スポーツ新聞」「週刊誌」の購入を政務活動費の支給対象としない。
4	送料 その他	切手の購入	送料は、原則として料金別納郵便等による窓口払いとする。
		金券類の購入	原則として、前払式金券の購入は政務活動費の支給対象としない。
5	出席者負担金・会費	年会費等	<p>○支出に適しない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先となる団体に対する運営費補助金、協賛金、寄附金となる会費</li> <li>・個人の立場で加入している団体に対する会費           <ul style="list-style-type: none"> <li>(例 町内会費、PTA会費、同窓会費、交通安全協会会費、奉仕活動団体会費、趣味のサークルおよび団体の会費等)</li> </ul> </li> <li>・政治資金規正法第 政治資金規正法第 8条の 2に規定する 政治資金パーティに要する経費</li> <li>・個人の資質向上が主たる目的とな講座(パソコン教室、英会話教室等)の受講料、資料代</li> </ul>
6	印刷代	名刺	<p>支出できない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名刺印刷代、名刺作成代(※会派役職等の記入の有無を問わない)</li> </ul>

## 3 平成29年6月 二次改訂

NO	区分		改訂の内容
1	ガソリン代	按分率について	按分率について、「2分の1以内」から「4分の1以内」に改訂

#### 4 平成30年4月 三次改訂

NO	区分		改訂の内容
1	備品購入 費・リース料	備品の数量、リースの契約書、備品の更新の目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備品の数量はその用途や運用から合理的に判断できる必要最小限度の数量とする。</li> <li>○ リースの場合、契約書の写しを添付する。</li> <li>○ 備品の更新期間は4年を目途とする。</li> <li>・ 処分に当たっては、単に更新期間が経過したことを理由とするのではなく、使用に耐え得る間はできるだけ継続して使用したうえで処分する。</li> <li>・ 更新期間に達していない備品の故障等については原則として修理で対応するが、やむを得ず買い替えするのは、修理ができない場合や修理費の見積額が故障した備品の購入価格を超える場合とする。</li> <li>○ 備品のパソコンについて、更新期間(4年)を超えて使用するためのOSのバージョンアップ、メモリ及びHDD等の増設・換装等ができるものとする(パソコンに内蔵するものに限る)。なお、これに要する費用は、更新期間を超えて使用する期間に見合った額とする。</li> </ul>
		備品購入・リースを認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書、参考文献(ビデオ、CD、DVD これらに類するもの)</li> <li>・ 録音再生機材(IC レコーダー等)</li> <li>・ パソコン(タブレットを含む)</li> <li>・ 次に挙げる用途のパソコンソフト  <ul style="list-style-type: none"> <li>文書作成、表計算、プレゼンテーション／ウイルス対策等</li> <li>セキュリティ関係／ホームページ作成関係／辞書及び辞典関係／写真及び画像編集関係</li> </ul> </li> <li>・ パソコンで作成したデータ類を外部に保存するための機器</li> <li>・ プリンター、スキャナー</li> <li>・ プロジェクター及びスクリーン</li> <li>・ カメラ</li> </ul>
		備品購入・リースを認めないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動に直接必要としないもの</li> <li>・ 資産形成につながるもの</li> <li>・ 環境整備を目的としたもの  <ul style="list-style-type: none"> <li>加湿器、除湿機、空気清浄機等／冷蔵庫、コンロ、電子レンジ、オーブントースター、コーヒーメーカー、浄水器等／安楽椅子、食器棚、絵画、額縁、花瓶等</li> </ul> </li> <li>・ 継続的な自動車リース</li> </ul>

#### 5 令和2年7月 四次改訂

NO	区分		改訂の内容
1	—	—	収支報告書の写しに加え、会計帳簿の写しをホームページで公開することに改訂



# 資料編

## 様式記入例

領 収 書 貼 付 用 紙

一般的な記入例

領収書番号

1

<b>領 収 書</b>	
青森 太郎 様	平成〇年4月10日
<b>¥10,000 -</b>	
JRチケット代として	
青森市中央〇—〇—〇 〇〇旅行代理店 〇〇〇印	

原則、1枚の領収書を貼付する。レシートの場合は、使用者が分かるよう氏名（フルネーム）を記入する。

領収書等だけでは支出目的や購入品目等が不明な場合に記入。

交通費の乗車区間や一部充当の場合の考え方など、補足説明を記入。

支出目的・内容	中心市街地活性化施策調査のための交通費 （平成〇年〇月〇日 〇〇市）
	備 考
	乗車区間 青森駅 ~ 〇〇駅 ~ 青森駅

領 収 書 貼 付 用 紙

一部充当の  
場合の記入例

領収書番号

2

領 収 書

青森太郎 様

5, 000円

但し、負担金として

平成〇年4月12日

東京都〇〇区〇〇1-1-1  
〇〇地方自治研究会  
理事長 〇〇〇〇 ㊤

領収書等だけでは支出目的や購入品目等  
が不明な場合に記入。

交通費の乗車区間や一部充当の場合の考  
え方など、補足説明を記入。

支出目的・内容

「〇〇に関する研修会」資料代

備 考

負担金5,000円のうち、資料代である2,000円を充当。  
(残り3,000円は懇親会費にあたるため、政務活動費に計上しない。)

領 収 書 貼 付 用 紙

口座振替の  
場合の記入例

領収書番号

3

青森 太郎 様

発行日 ○年5月28日

〇〇モバイル株式会社

領収金額 15,651円

領収日 ○年5月25日

口座振替の場合、領収書の「発行日」ではなく  
「領収日」を支出年月日として会計帳簿に記入する。

領収書等だけでは支出目的や購入品目等  
が不明な場合に記入。

支出目的・内容

4月分携帯電話料金

備 考

〇年4月 会計帳簿

NO	月日	内 容		収入額	支 出 額		差引額	証明書類	
		支出項目	品目		支出先	支出総額 (按分率)		政務活動費 相当額	領収書 番号
1	4月9日	4~6月分政務活動費		270,000			270,000		
2	4月10日	調査研究費	JRチケット代		10,000		260,000	1	
3	4月11日	広聴費	ガソリン代		4,757	1/4	258,811	2	
4	4月12日	研修費	研修資料代		2,000		256,811	3	
5	4月12日	調査研究費	地下鉄乗車料		160		256,651	1	
6	5月25日	調査研究費	4月分携帯電話料		15,651	1/4	252,739	4	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20					32,568		252,739		
月 小 計							17,261		

品目には、実際の購入品目  
(ガソリン代、書籍代etc)  
を記入。

支出項目は、条例第9条別表に定め  
られた経費の項目から、  
該当する項目を記入。

経費を按分する場合には、  
按分率を記入して  
政務活動費相当額を算出。

領収書・支払証明書の通し  
番号を記入。

○年4月分 ガソリン代計算書

NO	月 日	目的	区 間	走行距離(A)	ガソリン代 (A)×37円
1	4月20日	○○地区市民報告会出席のため	中央1丁目～ ○○市民センター	10km	370円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計				10km	370円

○年4月分 タクシーチケット 別紙明細

領収書番号

5

NO	必要事項記入欄			使用済チケット貼付欄 (又は使用の実態がわかるもの)																															
1	使用月日	4月22日			<table border="1"> <tr> <td colspan="3">○年4月22日</td> <td colspan="2">有効期限</td> </tr> <tr> <td>タクシー会社</td> <td>○○タクシー</td> <td>車番</td> <td>○○○</td> <td rowspan="2">○年○月末</td> </tr> <tr> <td>経路</td> <td colspan="3">中央～篠田</td> </tr> <tr> <td>社名</td> <td colspan="4">青森太郎</td> </tr> <tr> <td>責任者印</td> <td>使用者</td> <td colspan="3">青森太郎</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>料金</td> <td colspan="3">630円</td> </tr> </table>		○年4月22日			有効期限		タクシー会社	○○タクシー	車番	○○○	○年○月末	経路	中央～篠田			社名	青森太郎				責任者印	使用者	青森太郎			⑩	料金	630円		
	○年4月22日			有効期限																															
	タクシー会社	○○タクシー	車番	○○○			○年○月末																												
	経路	中央～篠田																																	
社名	青森太郎																																		
責任者印	使用者	青森太郎																																	
⑩	料金	630円																																	
調査目的	男女共同参画シンポジウムin青森出席のため																																		
乗車区間	中央	～	篠田																																
料金	630			円																															
2	使用月日	月 日			<div style="background-color: yellow; border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     使用済チケットを添付。                 </div>																														
	調査目的																																		
	乗車区間		～																																
	料金						円																												
3	使用月日	月 日																																	
	調査目的																																		
	乗車区間		～																																
	料金						円																												
4	使用月日	月 日																																	
	調査目的																																		
	乗車区間		～																																
	料金						円																												

〇年4月 支払証明書

NO	支払日	支払金額	控分率	政務活動費 相当額	支払先	支出項目	支出目的・内容	領収書を添付できない理由	備考	支払者	確認印
1	4月12日	160	/	160	東京都交通局	調査研修費	政策立案研究セミナー出席の際 の都営地下鉄乗車料	自動券売機からの購入のため	大手町駅～ 永田町駅	青森太郎	㊟
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
				合計							160

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

領収書を添付できない理由を記載。  
【添付出来ない領収書の例】  
・路線バス、地下鉄の乗車料  
・口座繰込で領収書等が発行されないもの

上記の金額を支払ったことを証明します。

〇年4月12日



雇 用 台 帳

								会派(議員)名 ○○○会派	
雇用者氏名	住 所	電話番号	勤務地	雇用期間	賃 金		主な業務内容		
1	中央花子 中央2-22-2	734-0000	○○○会派 議会棟控室	平成○年4月1日～平成△年3月31日	時給		時給		・政務活動の事務補助
2					日額		日額		
3					月額	80,000円	月額		
4					時給		時給		
5					日額		日額		
6					月額		月額		
7					時給		時給		
8					日額		日額		
9					月額		月額		
10					時給		時給		
					日額		日額		
					月額		月額		

議会棟会派控室以外の事務所等が勤務地の場合は、その住所を記載する。

事 務 所 台 帳

会派控室を事務所とする場合の記入例

会派(議員)名 青森太郎

事務所の名称	〇〇会派議員控室																								
所在地	青森市中央1-22-5	青森市議会議会議棟の住所を記入。																							
電話番号	734-0000	議員控室の電話番号を記入。																							
事務所における業務内容	・各種政務活動、〇〇党青森市中央支部業務  ※具体的に記入してください。 按分の根拠となるので、具体的に記入。																								
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 賃貸																							
	<table border="1"> <tr><td>所有者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>延べ床面積(m<sup>2</sup>)</td><td></td></tr> <tr><td>事務所面積(m<sup>2</sup>)</td><td></td></tr> </table>	所有者氏名		延べ床面積(m <sup>2</sup> )		事務所面積(m <sup>2</sup> )		<table border="1"> <tr><td>貸主</td><td></td></tr> <tr><td>借主</td><td></td></tr> <tr><td>契約期間</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">賃借料</td><td>月額</td><td></td></tr> <tr><td>共益費</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">駐車場代</td><td>会派(議員)用</td><td></td></tr> <tr><td>来客用</td><td></td></tr> </table>	貸主		借主		契約期間		賃借料	月額		共益費		駐車場代	会派(議員)用		来客用		会派控室なので、記入不要。
所有者氏名																									
延べ床面積(m <sup>2</sup> )																									
事務所面積(m <sup>2</sup> )																									
貸主																									
借主																									
契約期間																									
賃借料	月額																								
	共益費																								
	駐車場代	会派(議員)用																							
		来客用																							
		※ 部分のみ、政務活動費での支払可。																							

※事務所の賃借料を支払っている場合は、賃貸借契約の内容が分かる書類等の写しを添付すること。

事 務 所 台 帳

事務所を借りて  
いる場合の記入例

会派(議員)名 青森太郎

事務所の名称	青森太郎事務所			
所在地	青森市中央3-1-1			
電話番号	734-0000			
事務所における 業務内容	・各種政務活動、〇〇党青森市中央支部業務、青森太郎後援会事務  ※具体的に記入してください。			
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input checked="" type="checkbox"/> 賃 賃		
	所有者氏名	賃主	浦町三郎	
	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	借主	青森太郎	
	事務所面積(m <sup>2</sup> )	契約期間	平成〇年4月1日～平成〇年3月31日	
		賃借料	月 額	50,000円
			共 益 費	4,200円
			駐車場代	会派(議員)用 5,000円 来客用
		※	部分のみ、政務活動費での支払可。	

按分の根拠となるので、具体的に  
記入。

※事務所の賃借料を支払っている場合は、賃借契約の内容が分かる書類等の写しを添付すること。

事務所台帳

自宅の一部を事務所と  
している場合の記入例

会派(議員)名 青森太郎

事務所の名称	青森太郎事務所																						
所在地	青森市中央3-1-1																						
電話番号	734-0000																						
事務所における 業務内容	・各種政務活動、〇〇党青森市中央支部業務、青森太郎後援会事務  ※具体的に記入してください。																						
所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 賃貸																					
	<table border="1"> <tr> <td>所有者氏名</td> <td>青森太郎</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>15.0m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>事務所面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>13.2m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	所有者氏名	青森太郎	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	15.0m <sup>2</sup>	事務所面積(m <sup>2</sup> )	13.2m <sup>2</sup>	<table border="1"> <tr> <td>貸主</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借主</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">賃借料</td> <td>月額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共益費</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場代</td> <td>会派(議員)用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>来客用</td> <td></td> </tr> </table>	貸主		借主		契約期間		賃借料	月額		共益費		駐車場代	会派(議員)用		来客用
所有者氏名	青森太郎																						
延べ床面積(m <sup>2</sup> )	15.0m <sup>2</sup>																						
事務所面積(m <sup>2</sup> )	13.2m <sup>2</sup>																						
貸主																							
借主																							
契約期間																							
賃借料	月額																						
	共益費																						
	駐車場代	会派(議員)用																					
		来客用																					
		※	部分のみ、政務活動費での支払可。																				

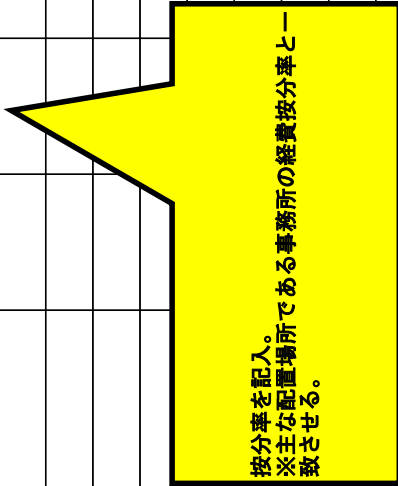
按分の根拠となるので、具体的に  
記入。

※事務所の賃借料を支払っている場合は、賃貸借契約の内容が分かる書類等の写しを添付すること。

様式第8号(第7条関係)

備 品 台 帳

										会派議員名 青森 太郎	
備品NO	取得年月日	品名	型番	購入金額	按分率	購入先	領収書番号	配置場所	備考		
1	平成〇年4月28日	パソコン	PS-OOV	126,000円	1/3	〇〇電器株式会社	6	青森太郎事務所			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											



政務活動報告書

会派(議員)名 ○○会派

年 月 日	○ 年 4 月 11 日 ~ ○ 年 4 月 12 日											
場 所 (市外の場合は 行程を記入)	○○市役所 青森駅~○○駅(○○市1泊)~青森駅											
相手方 (会議名等)	○○市○○課 担当:○○氏											
参加議員名	中央太郎、柳川一郎											
活動の概要	中心市街地活性化施策調査のため、先進市である○○市の施策について、担当課より説明を受けた。 ① ○○については、△△△の取組みを続けており.....											
	※会議・研修資料等があれば、添付してください。											
活動に要した経費	主な品目	政務活動費相当額				領収書番号		支払証明書番号				
	交通費	10,000 円				1						
	宿泊費	9,000 円				2						
	出席者負担金	円										
	現地交通費(市外調査の場合)	160 円						1				
	会場費(借上料)	円										
	その他	円										
	合計額	19,160 円										
備 考	(写真貼付等)											

市外の場合は  
・どのような経路で  
・どこに宿泊したか  
分かるように行程を記入。

対応した担当者も記入。

主な支出項目ごとに政務活動費相当額、  
領収書番号を記入。